

令和4年11月7日開催

第29回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

第29回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年11月7日(月)午後1時25分から午後3時07分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 171会議室

3 出席委員(22人)

1番	清水 静枝	2番	浦恩城 由子
5番	寺崎 正親	6番	酒井 孝
7番	今井 隆	8番	須田 直子
9番	信澤 健治	10番	中沢 幸子
11番	山田 孝夫	12番	井田 裕
13番	大河原 藤雄	14番	塚越 勤
15番	永井 保伸	16番	石川 大輔
18番	福田 敬一	19番	石井 多加志
20番	清水 悟	21番	松田 健
22番	飯野 利貞	23番	新井 元
24番	堀越 良和	25番	吉田 春美

4 欠席委員(2人) 3番 佐藤 勲 17番 加藤 精一

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八木 秀明
局長補佐	河野 一則
係長	羽鳥 大樹
係長	荒木 聡
主任主事	関口 梨愛子
主任主事	飯塚 淳
主事	新井 諒

6 議事日程及び付議事項

日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について

日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について

日程第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 日程第4 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第7 議案第6号 高崎市農用地利用集積計画の決定について
- 日程第8 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について
- 日程第9 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第10 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第11 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後 1時25分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） 皆さん、こんにちは。定刻前ではございますが、皆様おそろいですので、第29回農業委員会総会のほう始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶のほういただきたいと思います。

今井会長、よろしくお祈いします。

○会長（今井 隆） 委員の皆様、そして事務局の皆さん、こんにちは。今日は、第29回の農業委員会総会ということで、皆さんにはお忙しい中、お疲れの中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

今日は11月の7日ということで立冬だそうです。これから日増しに気温が下がってきて冬に向かっていくわけですが、これから秋野菜ですか、大根だとか白菜だとかホウレンソウだとか、これから収穫の最盛期に向かうわけですが、収穫といえば、この間、本来は収穫祭ということらしいのですが、韓国で起きたハロウィンのあの惨事。突然命奪われて、まして若い人たちが156人ぐらいですか、亡くなったということで、本当に気の毒だと思うのですが。

昔、そういえば、ああいう事故があると、それを教訓としてこれから事故が起きないようにしようという考えが出てくるのでしょうけれども。少林山、今はだるま市。高崎の駅前でやっていますけれども、以前は少林山のお寺のところでだるま市ということで6日、7日ですか。七草のときに、皆さん出て、だるまを求めて、それでお参りして随分にぎわっておりましたが、あの階段のところよく将棋倒しにならなかったなと思って、あれだけの急な階段で上の人が転んだら、もう将棋倒しで下までみんな倒れてしまって、大変な事故になると思うのですが、よく事故が起きなかったなんて、そんなことを思ったわけでございます。

そういうことで、よろしくお祈い申し上げまして、総会の挨拶といたします。よろしくお祈い申し上げます。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後、議事進行につきましては、今井会長にお世話になりたいと思います。

今井会長、よろしくお祈いいたします。

○会長 それでは、ただいまから第29回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、議席番号3番、佐藤勲委員及び17番の加藤精一委員、2名の方が欠席との報告がございました。ということで、全員24名のところ22名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立をいたします。

以上、諸般の報告を終わりました、続きまして、議事録署名委員の指名と書記の任命を行います。まず初めに、皆さんにお伺いいたします。議事録署名委員を指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。それでは、指名いたします。議席番号12番、井田裕委員並びに18番、福田敬一委員の両名を指名いたします。また、書記は事務局の関口主任主事を任命いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事進行をさせていただきます。

皆さん、毎回のこと申し上げているので分かると思うのですがけれども、発言される場合は挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案に入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅用地でございまして、平成元年5月20日許可、群馬県指令西農第462号でございました。変更の理由につきましては、建築計画がなくなったためとのことでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請が提出されておまして、議案書31ページ、議案第4号ナンバー63が関連案件でございまして、

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○会長 計画変更の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

異議がなければ承認してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は賃貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は賃貸借、農業経営拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は贈与、農業後継者として申請地を兄より譲り受けて耕作したいという同一世帯からの申請でございます。

5番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。設定期間は、令和4年12月20日から令和7年12月19日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、次のナンバー10と11及び太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書22ページ、議案第4号ナンバー35が提出されております。

10番 契約の内容以降は、さきのナンバー9と同様でございます。また、関連案件といたしまして、ナンバー9と11及び太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書23ページ、議案第4号ナンバー36が提出されております。

11番 契約の内容以降は、さきのナンバー9と同様でございます。また、関連案件といたしまして、ナンバー9と10及び太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書23ページ、議案第4号ナンバー37が提出されております。

12番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

13番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

14番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

15番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

16番 契約内容は売買、以前より借り受けて耕作している申請地を買い受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

17番 契約内容は売買、農業経営の規模拡大を図るため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

18番は、保留でお願いいたします。

以上、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、保留1件を除く17件でございます。なお、この17件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 3条の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質疑をお受けいたします。なお、18番が先ほど説明がございましたように、今回は保留ということで、また5条のほうも保留ということになると思います。そういうことでよろしくお願いいたします。

それでは、皆さんから質問等、お受けいたします。この譲受人の貸付地というのは、この3条の許可を受ける前にもう貸してある場所ですよね、これは。

○事務局 はい。

○会長 これといって質問等なければ、許可といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

農地法第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番は、保留でお願いいたします。

2番 農業用倉庫用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございます。

3番 申請地を駐車場として利用したいという露天駐車場の申請でございまして、転用済みの畑328平米と一体利用の計画でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第2種中

高層住居専用地域でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請につきましては、保留1件を除く2件でございます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ご苦労さまでした。今の説明によりますと、1番が今回保留ということで、次回出てくるかどうか分かりませんが、1番保留という説明がございました。ということで、審議するのは2番、3番です。そういうことでよろしくお願いいたします。

質疑をお受けいたします。

よろしいでしょうか。よろしければ許可相当としますけれども。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続きまして、議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1は事前調査案件となっております。

それでは、事務局、またナンバー1の説明をお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、自動車販売整備業を営んでいるが駐車場及び資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

それでは、別添農地法第5条許可申請ナンバー1審議資料を御覧ください。

1枚目、表紙が位置図でございます。申請地は図面中央付近「申請地」と示された箇所でございます。駒井病院から西に600メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。図面を横向きに見開いて御覧ください。図面赤枠で囲まれた「申請地」と示された箇所でございます。申請地周辺の状況につきましては、案内図では農地と宅地が混在しておりますが、南東に向けて農振農用地の広がりのある地域でございます。今回の申請地につきましても、令和4年8月に除外が認められた除外地でございます。農地種別につきましては、第1種農地に該当すると思われませんが、第1種農地の例外許可規定にございます集落接続に該当し、許可の要件を満たす案件であると考えられます。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が公図の写しでございます。図面の向き変わりがまして、ホッチキス留めされている箇所を上にして、下に見開いて御覧ください。ホッチキス留めされている箇所が北向きの図面でございます。図面赤枠で囲まれた2筆が申請地でございます。隣接する土地につきましては、東側は用悪水路、西側は用悪水路と宅地、南側は公衆用道路、北側は農地に接し

ております。

1枚おめくりいただきまして、最後のページ、4枚目が土地利用計画図及び造成図でございます。図面の向き変わりました、ホッチキス留めされている箇所を左にして見開いて御覧ください。申請地は約70台の駐車スペースと資材置場として整備する計画でございます。出入口につきましては、南側を計画しております。また、外灯につきましては、設置しないと伺っております。

造成につきましては、申請地全体を盛土する計画でございます。仕上げは砕石敷きに仕上げる計画となっております。

雨水の排水につきましては、基本的には自然浸透で処理する計画でございますが、全体になだらかな傾斜をつけて新設した遊水池に集水後、浸透処理する計画となっております。

なお、開発指導課での事前協議につきましては、令和4年10月28日に締結しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

続いて、これより調査報告です。今回は、第4班の調査になっておりますので、調査班長の井田裕委員から報告をお願いいたします。

○12番井田委員 事前調査報告、第4班班長、井田裕。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表者2名の出席でした。

質問1 申請地にはどのような車両を止める予定ですか。

回答 主に従業員用の駐車場として利用する予定です。また、在庫車両の仮置場として利用する計画もあります。なお、従業員は、現在50名ほどおります。

質問2 申請地は道路より一段低いですが、どの程度盛土をする計画ですか。

回答 申請地全体に盛土をします。その後、転圧し、砕石を敷いて仕上げますが、高いところで50センチ程度上がる計画です。

質問3 雨水はどのように処理しますか。

回答 雨水については、敷地内に自然浸透処理をします。なお、オーバーフロー分については、申請地南側に遊水池を設け浸透処理する計画です。

質問4 照明を設置する計画はありますか。

回答 周辺には町内会の防犯灯が設置されているので、新設する予定はありません。

質問5 施工の際には周辺農地に配慮するようお願いいたします。

回答 はい。分かりました。

以上のような質疑応答がありました。

以上でございます。

○会長 調査班長の報告が終わりましたので、これより審議に入りまして、皆さんより質疑をお受けいたします。

ここ、このすぐ隣が耕作放棄になっているので、本当にこれがちょっと心配なのですけれども。すぐ隣の田ですね。地元でもちょっと困った、困ったなんてということを行っているのですけれども。この借りる方は近くで車の修理だとか、いろいろやっている方なので、車両を置くということなのですけれども。隣で多く草があって、火でもつけられて車両が焼けたら困るなど、そんな心配しているわけです。どちらかというと、そっちのほうがか心配なので。きれいにしてもらわないと。

皆さんから何かご質問等ございますでしょうか。

なければ許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

それでは、事前調査はこれだけですね。続きまして、一括審議に移りたいと思います。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

3番 契約内容は賃貸借、鉄塔敷地内のコンクリート舗装工事に伴い申請地を借り受けて使用したいという工事用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございますので、転用期間が定められております。転用期間は、令和4年11月23日から令和4年12月28日までのおよそ1か月間の申請でございます。

4番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが現在使用している資材置場の移転が必要なため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は賃貸借、マンション居住者用の駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

8番 契約内容は使用貸借、社家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。宅地390.09平米と一体利用の計画でございます。

9番 契約内容は売買、土木建築工事業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

10番 契約内容は使用貸借、社宅住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

11番 契約内容は賃貸借、建設業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

12番 契約内容は売買、自宅に隣接する申請地を買い受けて駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。

13番 契約内容は売買、申請地を買い受けて農業用倉庫を建築したいという農業用施設の申請でございます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。宅地12.83平米と一体利用の計画でございます。

16番 契約内容は使用貸借、現在の自宅が老朽化したため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。宅地240.90平米と一体利用の計画でございます。

17番 契約内容は売買、駐車場及び資材置場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したためは正したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

18番 契約内容は売買、実家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

20番 契約内容は使用貸借、結婚を機に自己用住宅を持ちたく申請地を妻の母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。宅地85.34平米と一体利用の計画でございます。

21番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

22番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて分譲したいという土地分譲の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種住居地域及び近隣商業地域でございます。

23番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。なお、用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

24番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

25番 契約内容は寄附、境内地として使用していた申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという境内地の申請でございます。

26番 契約内容は売買、入居の需要が見込まれる申請地を買い受けてアパートを建築したいという長屋建て住宅の申請でございます。

27番 契約内容は賃貸借、建設業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。こちら用途指定区分がございまして、第1種低層住居専用地域でございます。

28番 契約内容は使用貸借、駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場の申請でございます。こちら用途指定区分がございまして、第2種住居地域でございます。

29番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

30番 契約内容が代物弁済、建設業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を譲り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございまして、雑種地1,702平米、山林2,263平米と一体利用の計画でございます。

31番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

32番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

33番 契約内容は使用貸借、工場敷地内の斜面保護工事に伴い申請地を借り受けて使用したいという工事用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございますので転用期間が定められております。転用期間は、令和4年11月23日から令和5年3月31日までのおよそ4か月間の申請でございます。

34番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

35番 契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和4年12月20日から令和7年12月19日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、次のナンバー36と37及びさきにご審議いただきました地上権設定の3条許可申請、議案書7ページ、議案第2号ナンバー9が提出されております。

36番 契約の内容以降は、さきの35番と同様でございます。また、関連案件といたしまして、ナンバー35と37及びさきにご審議いただきました地上権設定の3条許可申請、議案書7ページ、議案第2号ナンバー10が提出されております。

37番 契約の内容以降は、さきの35番と同様でございます。また、関連案件といたしまして、ナンバー35と36及びさきにご審議いただきました地上権設定の3条許可申請、議案書8ページ、議案第2号ナンバー11が提出されております。

38番 契約内容は売買、住宅敷地が狭いため自宅に隣接する申請地を買い受けて使用したいという住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地279.45平米と一体利用の計画でございまして、なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございまして。

39番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございまして、雑種地42平米と一体利用の計画でございまして。

40番 契約内容は売買、小売業を営んでいるが自宅に隣接する申請地を買い受けて駐車場及び資材置場として使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございまして、宅地647.93平米と一体利用の計画でございまして。

41番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございまして。

42番 契約内容は売買、運送業を営んでいるが駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場の申請でございまして、転用済みの畑38平米、宅地317平米、雑種地2,902平米と一体利用の申請でございまして。

43番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

44番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

45番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

46番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

47番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

48番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

49番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。

50番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

51番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、宅地97.14平米と一体利用の申請でございませぬ。

52番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございませぬ。

53番 契約内容は売買、官舎住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございませぬ。

54番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございませぬ。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間が定められております。転用期間は、令和4年11月22日から令和7年11月22日までの3年間の申請でございませぬ。

55番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございませぬ。

56番 契約内容は使用貸借、自社工場の建築に当たり埋蔵文化財発掘調査を行う必要があるため申請地を借り受けて調査用地として使用したいという埋蔵文化財発掘調査用地の申請でございまして、一時転用済みの畑1万5,566平米と一体利用の計画でございませぬ。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間が定められております。転用期間は、令和4年11月25日から令和5年2月28日までの3か月間の申請でございませぬ。

57番 契約内容は賃貸借、近隣での工事の請負に伴い一時転用していた資材置場及び駐車場の転用期間が満了するため、新たに申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございまして、一時転用済みの畑827平米と一体利用の計画でございませぬ。なお、こちら一時転用の申請でございまして、転用期間は令和4年11月22日から令和5年11月21日までの1年間の申請でございませぬ。

58番についても保留でお願いいたします。

59番 契約内容は売買、土木建築工事業を営んでいるが駐車場及び資材置場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございまして、雑種地2,046平米と一体利用の申請でございませぬ。

60番 契約内容は賃貸借、機械精密機器製造業を営んでいるが駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場の申請でございませぬ。

61番 契約内容は売買、入居の需要が見込まれる申請地を買い受けてアパートを建築したいという長屋建て住宅の申請でございませぬ。

62番 契約内容は売買、漬物工場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないこと

が判明したため是正したいという工場の申請でございまして、宅地1,089.36平米と一体利用の申請でございます。

63番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。また、関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました議案書3ページ、議案第1号ナンバー1の計画変更申請が関連案件でございます。

64番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

65番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて黒土を採取し販売したいという黒土採取の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間が定められております。転用期間は、令和4年11月23日から令和7年11月22日までの3年間の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件につきましては、保留1件を除く63件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 一括説明が終わりました。ここでちょっと皆さんに休憩を取ってもらって、10分ぐらいかな、それから審議したいと思います。

休 憩

再 開

○会長 これより再開いたしますけれども、先ほど5条の一括説明をしていただきまして、これから審議に入るわけですが、この審議に入る前にナンバー59、これは、山田委員に關係する案件になっております。そういうことで、農業委員会等に関する法律第31条において「農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできない」とありますが、山田委員が申請人の代理人として申請された案件ですので、ナンバー59を最終の審議、質疑として、その際は山田委員に一時ご退出をお願いしたいと思います。ナンバー59は、一番最後です。

それでは、ナンバー59を除いて、これより質疑をお受けいたします。よろしくお願いたします。南部と北部流してもらって、数が多いけれども、何か皆さんから気になった点、議案ございますでしょうか。

北部の事前協議のときにちょっと61番、事務局、北部の委員さんからすぐ隣地に、この61番、梨園があって、その人とのトラブルがあると困るということで質問があったのですが、大丈夫ですかね、これは。

○事務局 代理人には、その内容を伝えてありますので、一応その事業に際しては十分に注意いただくということで確認はいただいております。

○会長 そうですか。

○事務局 はい。

○会長 すぐ隣に梨園があるので消毒したり、いろいろ、消毒液がかかったりしてトラブルになると困るので、その点十分注意してくださいということで委員の方からそのような意見がございました。

あと、57番のこれはあれですか、令和4年から令和5年の11月21日まで。今の状況は、畑と田ということなのだけれども、この期間が終わって返すときは元の農地ではないけれども、きちんとそのような状態にして返してもらえるのかな。それをちょっと。

○事務局 一時転用の申請になりますので、返す際には農地の復元を行っていただく必要があります。

それで、また農地復元の計画書と誓約書のほうは同時にご提出をいただいていますので、農地に戻してお返すするというようなお約束となっております。

○会長 そうなの。これは駐車場に使ったりするというのだけれども、砕石とかバラスとか、そういうのは敷かない。こういうのは。どういうように。

○事務局 特段、砕石のほうは敷かないような計画で、2つとも鉄板敷きとか、そういった形になると思いますけれども。

○会長 そうなの、鉄板敷きならいいけれども。砕石まかれてしまうと後が困るから。

それで、58番は保留ということで説明がございました。

いいのだよね、保留でということ。

○事務局 はい。

○会長 皆さんから何かご質疑ございますでしょうか。

これで、あと57番があれですよ。

では、ちょっと説明する。

○事務局 はい。

○会長 では、事務局のほうから、この58番に関して。

○事務局 54番ですね。

○会長 54か。

○事務局 はい。58番は保留になりますので。改めて先月、先々月ぐらいから継続しているものになるのですが、申請法人の経営農地が適正に耕作管理されていないといったご指摘がございました。それを踏まえて、会長、職務代理また調査班長さん全員で現地を確認と聞き取りを実施しておりまして、その内容を前々回の南北事前協議で皆様にお伝えし、また総会で審議をした結果、先月の総会ですね、2haの規模拡大、3条申請が許可されているところなのですが、今回転用期間のほう10年から3年になっているのですが、そこら辺の経緯のほうをちょっと説明させていただきます。

先週の北部事前協議において、この一時転用期間10年というところが議論になりまして、皆様、

前回の総会で、その3条、規模拡大は許可されているのですが、委員の皆様の方針的には、では、その聞き取り、現地を確認して聞き取りをしたから、もう大丈夫。その10年で問題ないのか。そうではなくて、その許可というのは、取りあえず耕作できるか否かを様子を見ていこうよといった意向なのかというところを北部事前協議で話し合ったところ、後者。とりあえず様子を見る。要は不安があるということですかね。そのような状況から、その期間を短くして、今後もしっかり注意して申請法人の圃場を確認していくといった結論に至りました。その後、事務局のほうから申請人に、北部事前協議の協議内容をお伝えした結果、一応3年で了承したということで、今回この10年間から7年分をなくして3年間ということで調整させていただきました。

申請法人の一時転用の期間については、以上でございます。

○会長 今、係長のほうから54番についての説明ございました。事前協議で北部の委員さんから3年にしたほうがいいって、そういう意見が出たので、今そのような説明したのですけれども、決めるのはこの席なので、この総会で決めるわけなので、皆さんがそれでよろしいのではないのでしょうかって賛同してくれれば、そういう決定にしたいと思います。

お願いします。

○21番松田委員 はい。3年の経緯なのですけれども、やはり3条のときに十文字で、もう申請を出してから3年間ほとんど何もしないでいたという事実があるのです。それと同じように、やっぱりそういうことになってしまっただけは困るから、3年というこの年数は適当だと思います。この許可年数ですか、これは適当と思われま。

以上です。

○会長 これは申請人にも非があるので、これは、その本人もそれを受け止めると、そういう話で事務局から説明があったので。

それでは、3年ということでこの54番、3年ということで決定して。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。ほかにもございますでしょうか。

あと、さっきちょっと聞いたのですけれども、この57番が面積多いので、これは農業委員会ネットワーク機構に提出するのですけれども、これをしてから山田委員のほうがいいのですか。

○事務局 はい。

○会長 57番、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

皆さんのほうからなければ、それでは、59番に入りたいと思いますけれども。

それでは、山田委員お願いします。

(11番山田委員 退席)

○会長 それでは、これより59番について審議をしたいと思います。

皆さんより質疑をお受けいたします。59番。

はい。

○21番松田委員 21番、松田です。59番の件について、建物の取り壊しを先日見て、この間壊しているのだなと思いました。既に建物が建っていたのです。

○会長 どのぐらいの建物だった、これは。

○21番松田委員 ちょっとした、そんな大きい小屋ではなかったのだけれども、建物が建っていました。確かに取壊しなのを確認しました。

○会長 はい、確認したということで。

○21番松田委員 はい。

○会長 そのほかに皆さんから何かご質問等ございますでしょうか。

なければ、許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

それでは、入室してください。

(11番山田委員 着席)

○会長 それでは、議案第5号に移ります。

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

1番 こちらの案件につきましては、説明の前に議案書の訂正をお願いいたします。議案書の納税猶予を受けようとする農地の欄にございます2筆目の農地を申請地から削除していただき、計4,746平米についても削除をお願いいたします。申請地から除くこととなった経緯につきましては、申請人が税務署と調整を行った結果、申請地から除いた農地が納税猶予の適用外であると判断されたためでございます。

それでは、説明に入らせていただきます。

申請人は、被相続人の長男でございまして、相続開始年月日は、令和4年1月13日でございます。なお、令和4年10月27日に石川大輔農業委員と現地調査を実施し、問題なく管理されていることを確認いたしました。また、耕作に必要な機械等につきましても、問題はありませんでした。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくご願ひ

たします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

これより審議に入ります。皆さんより質疑をお受けいたします。

お願いします。

○22番飯野委員 22番、飯野ですけれども、税務調整というのは、どういうことを意味するのですか。

○事務局 税務署と調整ですか。

○22番飯野委員 税務署との調整。

○会長 何でこれ猶与を受けられるかだという、そういうあれだろう。これはね。

○事務局 納税猶予は原則としてご自身が耕作されている農地に対して税の猶予を受けられるというものなのですが、今回削除していただいた農地は口約束で地元の農家の方に貸してしまっているという事実が発覚いたしまして、税務署に確認したところ、農地法上の手続を行っている、いないに関わらず、ご自身で耕作していない農地については納税猶予の適用外として取り扱っているということでしたので、今回そういった事実が確認できてしまった以上は、今回は適格としてはみなせないということをお伝えしたところ、今回申請地から削除といった形になりました。

以上です。

○会長 そうすることで、闇できちんと許可受けなくてやっていた土地だけれども、やっぱり自分で耕作していなかったから駄目だということで、税務署で確認したときね。

○22番飯野委員 私も、ちょっと気を遣うのですけれども。

○会長 気をつけてください。

○22番飯野委員 ええ。一緒に立ち会って見たわけだったので、そういう処理、税務署との調整というのか、その辺の意味のことを私もよく知らなかったので聞いたわけです。はい、分かりました。

○会長 そうですよ。

○22番飯野委員 はい。

○会長 追加説明はいいのだね。

○事務局 はい。

○会長 それでは、適格として証明してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、証明することにいたします。

続きまして、議案第6号に移ります。

議案第6号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

高崎市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による決定の依頼が、別紙のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第6号 高崎市農用地利用集積計画の決定についてご説明させていただきます。

別紙で配付しておりますA4横の冊子「高崎市農用地利用集積計画」とA4横の薄い冊子「高崎市農用地利用集積計画 総括表」及び「営農類型・主要農機具・家畜飼養状況一覧」を御覧ください。

それでは、説明に入らせていただきます。利用権設定促進事業は、市町村が農地の出し手、受け手の間を調整して権利の設定、移転計画等をまとめた農用地利用集積計画を策定し、農業委員会の決定を経て公告することにより、安心して農地の売買、貸借等を行うことができる事業です。今回の利用集積計画は、令和4年12月1日公告予定の農用地利用集積計画となります。

それでは、今回の利用集積計画を総括して説明させていただきますので、薄い冊子「高崎市農用地利用集積計画 総括表」を御覧いただき、表紙を1枚おめくりください。

まず、利用権の設定を受ける者は116名、利用権を設定する者は274名です。利用権が設定される面積は、田の通年が293筆、40万9,210平米、田の期間借地が42筆、7万544平米、畑が176筆、22万6,628平米、合計で511筆、70万6,382平米となっております。そのうち使用貸借で設定された面積38万2,520平米、割合は54.2%、中間管理事業で設定された面積1万2,799平米、割合は1.8%となっております。

続いて、総括表、2ページ目を御覧ください。貸借期間別に見ますと、3年未満の農用地の面積は、田が4万8,863平米、畑が1万4,612平米、3年から6年未満の農用地の面積は田が34万4,741平米、畑が18万5,202平米、6年から10年未満の農用地の面積が田が6万2,352平米、畑が2,555平米、10年以上の農用地の面積は、田が2万3,798平米、畑が2万4,259平米となっております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積計画に関する説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○会長 ただいま事務局の説明が終わりました。

これより審議に入りまして、皆さんより質疑をお受けいたします。

この利用権も新規就農者、今利用権設定の新規就農者が増えているということで、若者がそういうので借り手でやるという人もいれば、高齢でもうできませんよって、もうやめる人もいるし、どちらが多く増えるか。やめる人が増えるか、借りる人が増えるか、そういうことになりますかね。

今日は、農林課のいつも佐藤君が来て説明するのだけれども、違う用事で出ているので、係長のほうから説明いただきました。

どうでしょうか、この件に関して皆さんから質問等なければ、これは決定するのですけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

それでは、続いて報告事項に移ります。

報告事項、第1号から第4号まで。それでは、係長報告、お願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は共同住宅、用途指定区分は商業地域、こちらにつきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は集合住宅、用途指定区分は第1種住居地域、ほか27件、合計28件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか4件、合計5件の18条の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

初めに、1番につきましては、令和4年9月の総会におきまして許可相当としていただいた案件です。開発許可の遅れから許可日がずれ込んでおりましたが、令和4年10月14日付許可で調整されましたことをご報告申し上げます。2番以降につきましては、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。また、43ページの13番及び46ページの76番については、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行い、結果、異存なしとの回答をいただいております。4条が11件、5条が71件、合計82件につきまして、他法令の確認も取れましたので、令和4年10月24日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は、以上でございます。

○会長 報告事項が終わりましたので、その他に移ります。

それでは、事務局のほうから何かありますか。いい、大丈夫、そちらの農業振興のほうないかな。いい。

○事務局 はい。

○会長 今月の19、20日ですか、皆さんに農業まつりがありますということで、開催することで、この間、用紙が行っていると思うのですけれども、受付が1時半ね。表彰式を見るということで、ぜひとも出席のほどよろしく願いをいたします。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第29回農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 3時07分 閉会